

大和町観光PRキャラクター「アサヒナサブロー」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和町観光PRキャラクター「アサヒナサブロー」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

(貸出の対象者)

第2条 着ぐるみを貸出しの対象者は、町、町に属する機関・団体のほか、町長が適当と認めるものとし、貸出しの対象行事は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が開催する行事及び町が共催する行事
- (2) 収益を上げることが主たる目的としない行事
- (3) 町又は町の特産品のPRに寄与する行事
- (4) 町の観光情報を多くの人に知らせることができる行事
- (5) 町ならびにアサヒナサブローの認知度向上に寄与する行事
- (6) 各号に掲げるもののほか、公益性がある行事と町長が認めたもの

(借用申請)

第3条 着ぐるみの借用を希望する者は、大和町観光PRキャラクター「アサヒナサブロー」着ぐるみ借用申請書（様式第1号）を使用希望日の10日前までに、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

(借用許可)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、当該貸し出しが町産品の推進や町のPRに寄与すると認めた場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸し出し及び使用を許可（以下、「貸出許可」という。）するものとする。

- (1) 町及び観光PRキャラクターアサヒナサブローの品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、企業及び営利団体、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 営利目的のみの活動に使用するとき。
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (6) 着ぐるみを使用できない状態にあるとき。
- (7) 第7条第1項各号に規定する遵守事項に従って着ぐるみを使用しないとき。
- (8) その他町長が不適切であると認めるとき。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。ただし、着ぐるみの運搬等に係る経費は、前条の規定による貸出許可を受けたもの（以下「使用者」という。）の負担とする。

(貸出期間)

第6条 着ぐるみの貸出許可の期間は、貸出日から返却日を含めて原則として7日以内とし、使用者は、着ぐるみの貸出期間が満了する日までに返却するものとする。

(借用上の遵守事項)

第7条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出許可を受けた使用期間を遵守すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (3) 貸出許可を受けた用途のみに着ぐるみを使用すること。
- (4) 着ぐるみを雨天時には屋外で使用しないこと。また、屋外で使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内に避難するとともに、着ぐるみの汚損等を除去し、清潔に保つこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (6) 着ぐるみの脱着は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (7) 着ぐるみの操作者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (8) 着ぐるみの装着中には必ず1名以上の補助者をつけること。
- (9) 全各号に掲げるもののほか、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(許可内容の変更)

第8条 使用者は、貸出許可された内容を変更しようとするときには、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第9条 町長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出許可を取り消すとともに、以後の当該使用者に対する着ぐるみの貸出は行わないものとする。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により貸出許可を受けたとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前号の規定により貸出許可を取り消したときは、貸出許可取消通知書(様式第3号)により使用者に通知するものとする。
 - 3 前項の規定により、貸出許可の取消しを受けた者は、着ぐるみを直ちに返却しなければならない。
 - 4 町長は、貸出許可の取消しにより使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(返却)

第10条 返却の際は、返却届兼借用報告書(様式第4号)を提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(原状回復)

第11条 使用者は着ぐるみ等を滅失、破損又は汚損等その他損害を発生させた場合は、その損害の程度により、現物又は実費による賠償、補修又はクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

- 2 使用者は前項の規定により、賠償、補修又はクリーニング等を行う場合は、事前

に町長に報告し、その指示に従わなければならない。

(損害等の責任)

第12条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用に伴い発生した事故等の責任については、使用者に帰属し、町はその責任を一切負わないものとする。

(事務)

第13条 この要領に関する事務は、大和町商工観光課が行う。

(補則)

第14条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみを貸し出す場合の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(様式第1号)

大和町観光PRキャラクター「アサヒナサブロー」着ぐるみ借用申請書

年 月 日

大和町長 殿

申請者 住 所
(所在地) _____
氏 名
(名称及び代表者名) _____

下記のとおり着ぐるみの借用を、大和町観光PRキャラクター「アサヒナサブロー」着ぐるみ貸出要領第3条の規定により申請します。なお、着ぐるみの借用にあたり、大和町観光PRキャラクター「アサヒナサブロー」着ぐるみ貸出要領及び裏面記載の使用条件を遵守いたします。

記

- 1 使用用途
(行事名) _____
- 2 使用場所 _____
- 3 使用月日 年 月 日 曜日
(時 分～ 時 分)
- 4 行事内容 _____
- 5 借用期間 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
(受取希望日時: 年 月 日 () 午前・午後 時 分)
(返却予定日時: 年 月 日 () 午前・午後 時 分)
- 6 使用責任者
氏 名 _____
電話番号 () _____
- 7 その他添付書類
 - ・着ぐるみ貸し出し上の注意事項同意書 (必須)
 - ・その他イベント情報が分かる資料等 (任意)

(裏面)

使用条件

- (1) 町及び観光PRキャラクターアサヒナサブローの品位を傷つけるおそれがないこと。
- (2) 特定の個人、企業及び営利団体、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがないこと。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。
- (4) 営利目的のみの活動に使用しないこと。
- (5) 貸出許可を受けた使用期間を遵守すること。
- (6) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (7) 貸出許可を受けた用途のみに着ぐるみを使用すること。
- (8) 着ぐるみを雨天時には屋外で使用しないこと。また、屋外で使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内に避難するとともに、着ぐるみの汚損等を除去し、清潔に保つこと。
- (9) 前号に掲げるもののほか、着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (10) 着ぐるみの脱着は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (11) 着ぐるみの操作者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (12) 着ぐるみの装着中には必ず1名以上の補助者をつけること。
- (13) 全各号に掲げるもののほか、町長が特に付した条件に従って使用すること。

別紙

大和町観光PRキャラクター「アサヒナサブロー」

着ぐるみ貸し出し上の注意事項同意書

1. 着替え場所を確保し、人目に付かない場所で着用する。
2. 着ぐるみ操作者の補助を行う、補助者を常に付ける。
3. 着ぐるみ操作者は、人前で声を発しない。
4. 着ぐるみ操作者が誰であるか公開しない。
5. 見ている人に不快感を与える行動はしない。
6. 手ぬぐいなどを使い、着ぐるみが直接触れないような服装で着用する。
7. 汚損の原因となりますので、天候不順や天候の悪化が予見されるときは、操作を中止し退避する。
8. 運搬時や保管時には細心の注意を払い、汚損しないよう努める。
9. 休憩時間を確保し、無理のない運用をする。
10. 安全確保に万全を期する。着ぐるみ使用において生じたいかなる損害についても大和町に負担をかけない。

私は、以上のことに留意し同意した上で着ぐるみを借用し、返却の際に汚損や故障が確認された場合は、以降の貸し出し禁止措置に異議を申し立てず、原状を復帰し修繕費用を負担することに同意いたします。

年 月 日

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

(様式第2号)

年 月 日

殿

大和町長

印

大和町観光PRキャラクター「アサヒナサブロー」着ぐるみ借用許可通知書

年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの借用については、大和町観光PRキャラクター「アサヒナサブロー」着ぐるみ貸出要領第4条の規定により、許可し通知いたします。

記

- 1 使用用途
(行事名) _____
- 2 使用場所 _____
- 3 使用月日 年 月 日 曜日
 (時 分～ 時 分)
- 4 借用期間 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()

※借用に際して、大和町観光PRキャラクター「アサヒナサブロー」着ぐるみ貸出要領及び許可内容を遵守してください。

(様式第3号)

年 月 日

殿

大和町長

印

大和町観光PRキャラクター「アサヒナサブロー」着ぐるみ借用許可取消通知書

年 月 日付けの借用申請については、下記の理由により、これを取り消したので、大和町観光PRキャラクター「アサヒナサブロー」着ぐるみ貸出要領第9条の規定により通知します。

なお、同要領第9条第3項により、アサヒナサブロー着ぐるみを遅滞なく返却してください。

記

取消理由

